

生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮を！

〈「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」～文化庁～〉

平成 30 年 12 月 27 日、文化庁は、これまで「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下：運動部ガイドライン）」に準じた運営を行ってきた文化部活動について、正式に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下：文化部ガイドライン）」を策定し、都道府県等に対し取組の徹底を依頼する文書と共に発出した。

「文化部ガイドライン」の概要（全日教連要約・抜粋）

〈 文化部ガイドライン策定の趣旨 〉

1. 対象となる部活動の範囲について

- 「運動部活動以外の全ての部活動」

2. 文化部活動の方針の策定等について

◆ 速やかに策定することを求めるもの ◆

- ・ 都道府県 ⇒ 「文化部活動の在り方に関する方針」
- ・ 学校の設置者 ⇒ 「設置する学校に係る文化部活動の方針」
- ・ 校長 ⇒ 「学校の文化部活動に係る活動方針」

3. 文化部活動に係る活動計画等の作成及び公表について

- 学校のホームページへの掲載等を求める
- 内容は、学校の文化部活動に係る活動方針並びに年間及び月間の活動計画等

4. 本ガイドラインの適用状況に関するフォローアップについて

- 上記 2 及び 3 に関し、スポーツ庁と連携して定期的にフォローアップ調査を実施

5. 教師の文化部活動への関与について

- 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善並びに勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付）」を踏まえ、部活動指導員や外部人材の積極的な活用等、適切な対応を求める

〈 主な文化部ガイドラインの内容 〉

は、文化部ガイドライン特有の記述

- ※ （前略）いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである
- ※ 小学校段階においても、（中略）学校教育の一環として行われているものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点かを十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある
- ※ （前略）学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、（中略）生徒や文化部活動の指導者の過度の負担とならないよう（中略）各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める
- ※ 校長は（中略）各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する
- ※ 校長は、学校部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する 等

※ 本ガイドラインの詳細につきましては、右のQRコードや下のURLから閲覧できます。是非御覧ください。
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/ind



文化部ガイドラインは、先に発出された運動部ガイドラインを基にして作成しているため、平日の活動時間や休養日の設定等、共通する部分がある。しかし、上記「主な文化部ガイドラインの内容」にも示した通り、文化部活動の特色を踏まえた記述も多い。特に、全日教連が中央要請行動で繰り返し訴えてきた“小学校における各種部活動への対応”について盛り込まれたことは、大きな成果である。一方、全日教連全国調査において明らかになった「学校の運動部活動に係る活動方針の速やかな策定」は、文化部活動においても課題となると考えられる。

全日教連は、子供たちのバランスの取れた心身の成長等を図るために、単位団体と協力して、各教育委員会・学校に対し、文化部活動の方針を速やかに策定すること及び、策定された方針が確実に遵守されるように要望していく。